○農林水産省告示第千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県日田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県日田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日田市（国有林）、日田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　中国横断自動車道岡山米子線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
真庭市目木字総田三九五番三から同市樫東字荒神峪一四七三番八まで	前	最小 一一六（メートル）	一、九五六（メートル）
		最大 二三	
	後	最小 一一六	
		最大 二三	

○国土交通省告示第九百十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市美並町山田字大門六〇〇番一一から同市八幡町西乙原字黒木尾二三一二番三まで	前	最小 一五三（メートル）	三、五八六（メートル）
		最大 二〇〇	
	後	最小 一六〇	
		最大 二〇〇	
郡上市大和町島字大平四二三一番一から同市大和町万場字下前平二九九八番三まで	前	最小 一〇八	三、〇〇八
		最大 二七	
	後	最小 一一九	
		最大 二七	

○経済産業省告示第百八十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定に基づき、平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成二十三年九月九日

経済産業大臣　鉢呂　吉雄

平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による激甚災害に関し、令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、平成二十四年三月八日とする。